

# 平成29年度 第2回石巻市被災者自立再建促進対策本部会議要旨

日時：平成29年8月17日（木）

会場：庁議室

## [報告事項]

### 1 プレハブ仮設団地移転集約の進捗状況について

[7月31日時点]

- ・平成28年度退去期限団地集約状況
  - 退去完了：24団地                      移転調整中：2団地
- ・平成29年9月退去期限団地移転・集約状況
  - 移転集約団地数            56団地
  - 移転対象世帯数           130世帯
  - 再建予定世帯数           197世帯
  - 不適正利用世帯数        107世帯
  - 仮設間移転済世帯数      42世帯
- ・不適正利用世帯対応状況
  - 返還指導等                19世帯
  - 返還命令                    3世帯
  - 返還命令事前通知        35世帯
  - その他状況聞取等        50世帯

### 2 特定延長に関する届出書の回収状況について

- ・対象世帯            3,797世帯
- ・調査期間            H29.4～H29.7
- ・回収率              99.1%（3,445世帯）※期間中退去等の回収除外数を除く

[再建先]

市内	復興公営	836世帯
	防集	332世帯
	自宅再建	537世帯
	市営県営	98世帯
	賃貸住宅	700世帯
	その他	97世帯
	未定	33世帯
市外		560世帯

### 3 プログラム「4つの視点」に関する課題と対応等について

#### <主な内容>

#### I 住まい

- ・防災集団移転地に入居資格外の希望者がいる。  
⇒防災各団地の空き戸対策として、今後、災害危険区域外の被災者受入を行う手続きを国交省と協議する予定。  
防災集団移転地の復興公営住宅は、防災集団移転促進事業対象者のために整備しているため対象でない方は入居できない。
- ・単身入居やペット可の復興公営住宅が少なく再建先を決められない。  
⇒事前登録世帯数と不足戸数をマッチングし、必要な型別、戸数の整備を進めている。
- ・民間賃貸住宅を再建先としている世帯（特にみなし仮設住宅入居者）のうち、実際には家賃を払えず再建できない世帯がでるおそれがある。  
⇒民間賃貸住宅を再建先と考えている世帯の中には低所得者も多いため、再建後の家賃負担が可能かどうか見据え訪問電話で聞き取りを行っている。

#### II 健康・福祉

- ・特定延長届出の提出支援で、新たに支援に繋がったケースがあった。再建先が決まっていないみなし仮設への支援体制を明確にし、実施する必要がある。現状の把握と問題の分析が必要  
⇒特定延長に該当しない世帯には、届出書に記載された再建方法で供与期限内に再建が可能となるよう現状把握や再建を妨げる問題の解決を訪問等で確認していく。  
みなし仮設では県の被災者転居支援センターが中心となって支援することとなっている。被災者に寄り添い円滑な移転を支援していく。

#### III 暮らし向き（家計）

- ・生活困窮者には「経済的な支援」「基本的な生活支援」「メンタル面の支援」「支援スキームの確立」の包括的な支援が必要。  
⇒現在も包括的な支援が行われている。「生活困窮」は結果であり、その状態に陥らないよう原因を解消する視点が必要と考えている。

#### IV コミュニティ

- ・仮設住宅集約後、みなし仮設住宅、新居住地でのコミュニティが心配。  
⇒仮設団地間移転によるコミュニティ形成は、再建まで短期間であり難しい面があるが、懸念世帯等には配慮や見守り等による孤立防止に努める。みなし仮設住宅に市報が届いていない場合は、申し出により調整している。新居住地は住民相互の話し

し合いで進めている。行政が後方支援も行っている。

[審議事項]

1 石巻市東日本大震災被災者住宅再建事業等において仮設住宅返還届等の提出を求めることについて

恒久的な住まいへ移転したにも関わらず仮設住宅を返還しない不適正使用が多数あることから、今後不適正使用が発生しないための対策として仮設住宅の返還届等を提出していることを次の補助金交付対象の要件や確認事項とする。

- ・石巻市東日本大震災被災者住宅再建事業補助金
- ・石巻市防災集団移転促進事業補助金
- ・石巻市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金

【施行予定年月日】平成29年10月1日

[主な質疑応答]

Q 必要であり周知も十分にできているのであればもっと早くに施行したらどうか。

A 確認し、可能であればできるだけ早く施行する。

2 石巻市伴走型被災者支援事業について

これまで自立生活支援専門員、自立生活支援員による相談支援、手続き支援等を実施してきたが、それだけでは解決できない自立困難世帯もあり、様々な課題を抱えた入居者の経済的自立に向けた支援や恒久的な住まいへの支援の強化が喫緊の課題となっている。被災者に伴走する形で新たな住まい探しや被災者が抱える課題の解決に取り組み、経済的自立と恒久的な住まいへの円滑な移転を支援することを目的として次の内容により事業を実施する。

【支援内容】

- 1 民間賃貸住宅等入居支援
- 2 生活困窮者への就労支援等
- 3 住まい再建に関する制度等、情報提供、相談支援
- 4 福祉窓口への同行（伴走）、手続き支援
- 5 在宅被災者支援（必要に応じ1～4の支援を実施）

【事業実施期間】

平成29年度（10月）～平成31年度

[主な質疑応答]

Q 被災者自立生活支援事業との役割の切り分けや、支援の中身等は。

A 既存事業の自立生活支援専門員と支援員は、仮設入居者を早めに恒久的な住まいに促すために支援を開始した。ある意味伴走型と似た取り組みを行ってきた。生活困窮による再建がより困難な事例が出てきていることやマンパワー不足などがあり、これらのケースへの支援を本事業に引き継ぐことで既存事業の負荷が下がり新たな課題に対応していけるようになる。既存事業は仮設からの移転ということで支援してきたが、本事業は全般的な支援をトータルに行うというイメージである。

Q 在宅被災世帯への支援は何世帯を想定しているか。

A 事業支援想定250世帯のうち50世帯。調査委託中の仙台弁護士会から情報を引き継ぎ、特に支援が必要な世帯に対し実施する。

3 石巻市プレハブ仮設集約時家賃助成事業の取扱変更及び手続きの見直しについて

助成金交付対象者が、収入超過により助成金を交付しないこととなった場合でも、その翌年度に再び認定可能な収入となった場合には、助成金交付を再開できることとし、平成32年度までの事業実施期間内における収入の増減に応じた的確な支援をしようとするもの。